平成２２年（フ）第４５４号
兵庫県姫路市北平野南の町８番４―307号
パレ・ロワイヤル北平野
破産者　田中　　誠
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４３３号
鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目30番45号
破産者　池　　紀子
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５０３号
鹿児島県鹿児島市三和町18番22―43号
破産者　安樂　章子
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６９号
札幌市白石区北郷５条５丁目６番７号
破産者　高橋　利雄
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６２号
札幌市東区北25条東18丁目１番１号　田中アパート５号
破産者　横山清一郎
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２７号
北海道美唄市西一条南７丁目２番34号
破産者　芳賀　　恵
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１４６号
茨城県稲敷郡河内町布鎌262番地
破産者　本橋　　功
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２０年（フ）第２１１７号
横浜市南区中里３丁目４番49号アーク中里303、破産手続開始決定時の住所横浜市南区中里３丁目４番37号
破産者　青島　健次
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６１号
相模原市緑区根小屋2739番地205
破産者　上村　利子
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１３９号
新潟県魚沼市田中568番地８
破産者　目黒　昭二
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
愛知県稲沢市西島新町160番地　市営住宅西島団地（１）25―903
破産者　松田パン工房こと　松田　順彦
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２５４号
愛知県江南市前飛保町寺前188―１　メゾンセレクト203、住民票上の住所三重県四日市市西日野町4150番地７
破産者　匹田　雄史
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５２４号
兵庫県たつの市御津町釜屋35番地15、店舗所在地兵庫県姫路市南車崎１丁目1714番地１
破産者　麺屋黒船姫路車崎店こと　木下　直基
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４９５号
兵庫県加古郡稲美町加古1840番地の１　上新田高層住宅１号棟212号
破産者　大路　丈夫
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３８６号
和歌山市西庄155番地　県営西脇グリーン団地２棟３Ｆ54号
破産者　原　　秀紀
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１８号
熊本市八景水谷３丁目３番185号八景水谷ハイツＡ棟102号室、破産手続開始決定時の住所熊本市植木町富応699番地６
破産者　野原　健則
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１９号
熊本市八景水谷３丁目３番185号八景水谷ハイツＡ棟102号室、破産手続開始決定時の住所熊本市植木町富応699番地６
破産者　野原志津子
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２４４号
熊本市城山大塘１丁目13番27号
破産者　中村　瓊二
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部